

平成 27 年 12 月 11 日

各 位

会 社 名 サンコーテクノ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 洞下 英人
(コード番号 3 4 3 5 東証第二部)
問 合 せ 先 経営管理本部長 甲斐 一起
電 話 0 4 - 7 1 9 2 - 6 6 3 8

コーポレートガバナンスに関する基本方針の制定について

サンコーテクノ株式会社（以下、当社）は、平成 27 年 12 月 11 日付で「サンコーテクノグループ コーポレートガバナンス基本方針」を別紙のとおり制定いたしました。

本方針では、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を定めるとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との関係、情報開示の充実、コーポレートガバナンスの体制、株主との建設的な対話等の基本的な方針を定めたものです。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との協働により社会的責任を果たすと同時に、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行う体制の充実・強化に継続して取り組んでまいります。

以上

別紙：サンコーテクノグループ コーポレートガバナンス基本方針

サンコーテクノグループ コーポレートガバナンス基本方針

サンコーテクノ株式会社

当社グループは、以下に掲げる経営理念・社是及び経営基本方針等に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現する体制の充実・強化に継続して取り組む。

<経営理念>

奉仕は、真価の追求なり
啓発は、未来の追求なり
協調は、繁栄の追求なり

<社 是>

創り、活かし、満たす

<経営基本方針>

人のお役に立つために、創造提案型企業をめざす

<社 訓>

感性と実践力を磨き、健康で豊かな環境づくりに貢献します
⇒ 行動指針

- ・生きがい実践の5か条
- ・人財像（創造・挑戦・共生）
- ・S.T.G（サンコーテクノグループ）モラル憲章

<中期経営ビジョン>

私たちは 独自の締結(ファスニング)システムで、安全・安心を提供する モノづくり集団を追究します

⇒ お客様へ
_お客様の期待を超える価値創造を実践し、“SANKOブランド=人”を実現します

⇒ お取引先様へ
_共育・共創・共生をキーワードに共鳴し合える関係を構築します

⇒ 社会へ
_事業を通じて、安心して暮らせる豊かな環境づくりに貢献します

⇒ 株主様へ
_持続的な利益創出と株主還元により企業価値の向上を図ります

⇒ 社員へ
_自身の成長とチームの達成感（喜び）を共有できる職場環境を構築します

1. 株主の権利・平等性の確保

- (1) 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。
- (2) 当社は、株主の実質的な平等性を確保する観点から、少数株主等の権利の実質的確保や、権利行使に係る環境及び実質的な平等性確保について、十分な配慮を行う。

2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- (1) 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主以外の様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (2) 当社取締役会・経営陣幹部は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努める。

3. 適切な情報開示と透明性の確保

- (1) 当社は、会社の財産状態・経営成績等の財務情報や、経営方針・経営計画・経営課題・リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。
- (2) 当社取締役会は、開示・提供する情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるよう努める。

4. 取締役会等の責務

- (1) 当社取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を適切に果たすよう努める。
 - ①経営ビジョン・経営計画・経営課題等の大きな方向性を示す。
 - ②経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
 - ③独立した客観的な立場から、取締役・経営陣幹部に対する実効性の高い監督を行う。
- (2) 前記の役割・責務については、監査役・監査役会がその一部を担う。

5. 株主との対話

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行う。
- (2) 取締役・経営陣幹部は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努める。

6. 附則

- (1) 本基本方針の制定・改廃については、取締役会が決定する。

以上